

# 独禁法の基本条文

(どこにあるか)

独禁法の講義2022-10k

~~独禁法オンデマンド講義2022~~

---

# 2

## マクロとミクロ

- \* どこにあるか
- \* 何が書かれているか

# 独禁法の条文を理解するための勘所

## \* 違反要件の条文

- \* 昭和20年代から実質的な改正がない
- \* 大雑把で意味不明な条文が多い
- \* 基本的な考え方を落とし込む乱雑な受け皿
  - ▶ 「条文選択」について

## \* 法執行の条文

- \* 昭和52年改正以後の改正は全てこちら
- \* 最近の法制執務による精密な条文が多い
- \* 何がどこにあるかだけを覚えておけばよい

- \* 独禁法（法律）には公式の見出しがない
  - \* 昭和22年・23年頃までに制定のもの
  - \* 六法の見出しは編集部（協力者）が書いた
  - \* 司法試験六法は原文どおり（見出しなし）
  - \* 一般指定には公式の見出しがある
    - ▶ 現行のものは昭和57年制定

# 「独禁法の基本条文」

- \* 厳選した条文
  - \* ミクロ理解動画で書き込みながら読み解き
- \* 不公正な取引方法
  - \* 順序だけ平成21年改正前に戻したものの

独禁法の基本条文 (白石忠志) 2019-12-02

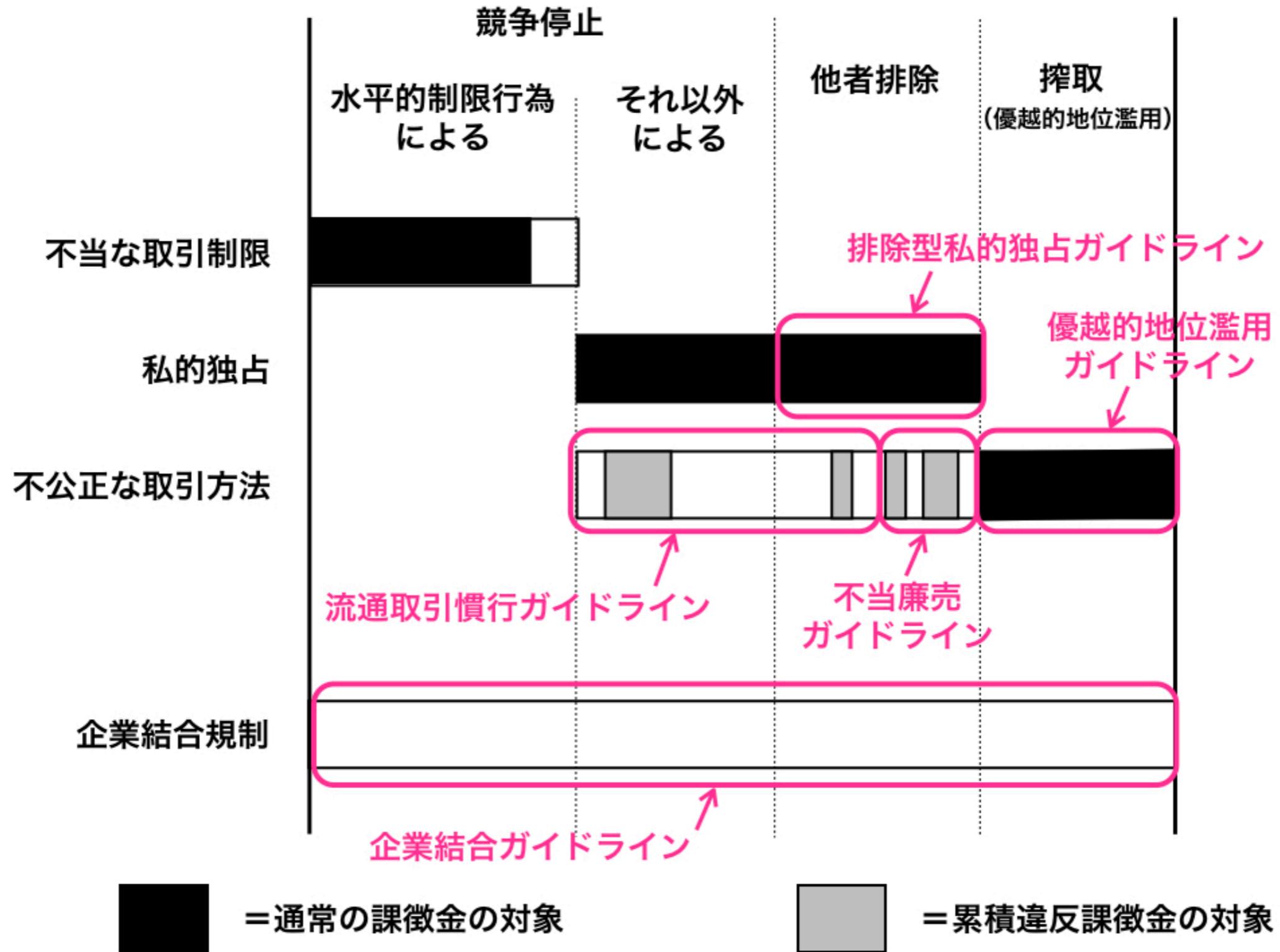
独禁法の基本条文のうち  
私的独占・不公正な取引方法の条文  
「シッフ」は独禁法第二條第五項・同  
條第九項第一号、第五号、  
明細は一般指定と独禁法第二條第九  
項第六号

⑤ この法律において「私的独占」と  
は、事業者が、単独、又は他の事  
業者と結んで、若しくは通謀し、そ  
の他いかなる方法をもつてそのかを  
問はず、他の事業者の事業活動を排  
除し、又は支配することにより、公  
共の利益に反して、その取引分野  
における競争を実質的に制限するこ  
とをいふ。

⑨  
一 正当な理由がないのに、競争者と  
共同して、次のいずれかに該当する  
行為をすること。  
イ ある事業者に対し、供給を拒絶  
し、又は供給に係る商品若しくは  
役務の数量若しくは内容を制限す  
ること。  
ロ 他の事業者若しくはある事業者に対  
する供給を拒絶し、又は供給に  
係る商品若しくは役務の数量若しく  
は内容を制限すること。

(共同の取引拒絶)  
1 正当な理由がないのに、自己と競  
争関係にある他の事業者(以下「競  
争者」といふ。)と共同して、次の各  
号のいずれかに掲げる行為をすること。  
一 ある事業者から商品若しくは役  
務の供給を受けることを拒絶し、  
又は供給を受ける商品若しくは役  
務の数量若しくは内容を制限する  
こと。

二 他の事業者、ある事業者から  
商品若しくは役務の供給を受ける  
ことを拒絶させ、又は供給を受け  
る商品若しくは役務の数量若しく  
は内容を制限すること。  
(その他の取引拒絶)  
2 不当に、ある事業者に対し取引を  
拒絶し若しくは取引に係る商品若し  
くは役務の数量若しくは内容を制限  
し、又は他の事業者にこれらに該当  
する行為をさせること。  
二 不当に、地域又は相手方により差  
別的な対価をもつて、商品又は役務  
を供給することであつて、  
他の事業者の事業活動を困難にさせ  
るおそれがあるもの。  
(差別対価)  
3 私的独占の禁止が公正取引の確  
保に関する法律(昭和二十二年法律  
第五十四号。以下「法」といふ。)第  
二條第九項第二号に該当する行為の



# 競争の実質的制限と公正競争阻害性

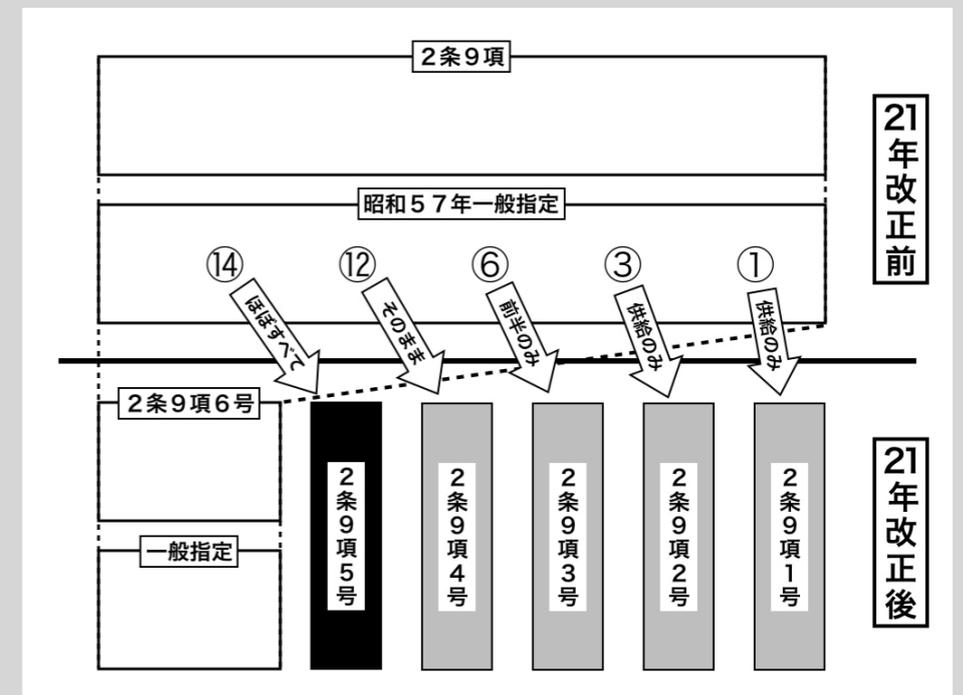
- \* 一定の取引分野における競争の実質的制限
  - \* 常に原則論貫徹説で解釈
- \* 公正な競争を阻害するおそれ（公正競争阻害性）
  - \* 競争停止的事案 価格維持効果
  - \* 他者排除的事案 排除効果説  
重視
- \* 上記は、「反競争性」に関すること
  - \* 正当化理由がない、ということも必要

# 水平的行為による競争停止

- \* 2条6項「不当な取引制限」
  - \* ハードコアも非ハードコアも
  - \* 「3条」について 9k90-91 **10k93-94**
  - \* 日本特有の文言 → 9k98-100, 102-106  
**10k101-103** **105-109**
- \* 法執行関係条文
  - \* 排除措置命令 7条
  - \* 課徴金納付命令 7条の2 (7条の3)
  - \* 刑罰 後述
  - \* 確約制度 (非ハードコアのみ)

# 私的独占と不公正な取引方法

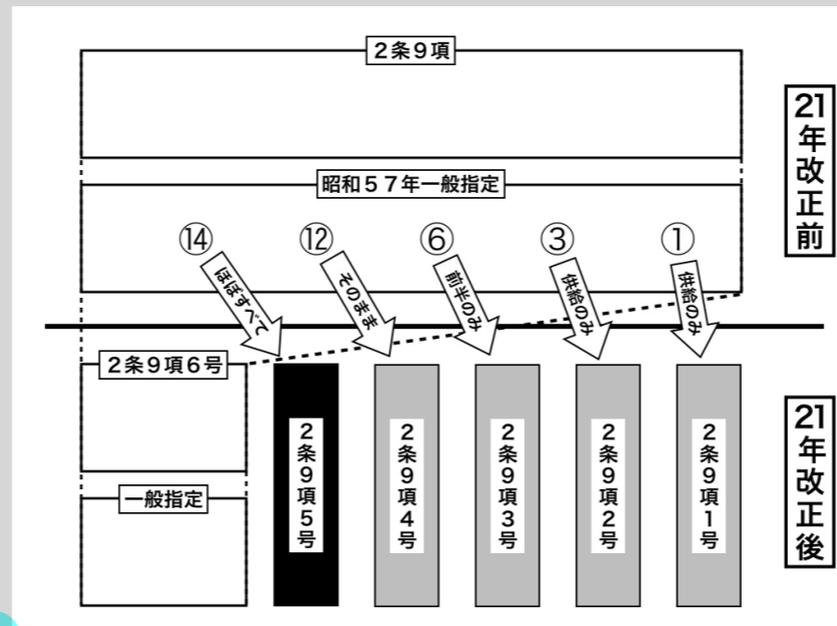
- \* 9k128-139 **10k132-143**
- \* 違反要件の差
  - \* 競争停止 「おそれ」
  - \* 他者排除 原則論貫徹説・排除効果重視説
- \* 法執行の差
  - \* 課徴金の有無
  - \* 確約制度の導入で区別の実益が薄れつつある
  - \* 24条差止請求



# 不公正な取引方法の条文の構造

\* 9k134-139 **10k138-143**

- \* 平成21年改正でめちゃくちゃになった
  - ▶ 違反の範囲は昭和20年代から不変



**10k141-142**

- \* 9k137 「不当に」 「正当な理由がないのに」
- \* 9k138-139 3分類

**10k142**

- \* 排除措置命令
  - \* 私的独占は 7条
  - \* 不公正な取引方法は 20条
- \* 課徴金納付命令
  - \* 私的独占は 7条の9
  - \* 不公正な取引方法は 20条の2～20条の6
- \* 確約制度
  - \* 48条の2～48条の9

# 非水平的行為による競争停止

- \* 私的独占（支配型） 2条5項
- \* 不公正な取引方法
  - \* 一般指定12項が一般条項
  - \* 2条9項4号が典型例
- \* ポイント
  - \* 「不公正な取引方法を中心に」が相場
    - ▶ 平成3年の流通取引慣行ガイドライン
  - \* 支配・被支配（拘束・被拘束）の取引関係

10k156α図

9k152

- \* 私的独占（排除型） 2条5項
- \* 不公正な取引方法
  - \* 取引拒絶系
    - ▶ 2条9項1号～一般指定5項
    - ▶ 一般指定11項・12項（12項が一般条項）
    - ▶ 一般指定10項も
  - \* 略奪廉売系
    - ▶ 2条9項3号・一般指定6項
  - \* 一般指定14項

9k 152  
10k 156

- \* 2条9項5号
  - \* 一般指定13項と特殊指定は忘れてOK
- \* 課徴金：20条の6

## \* 事業者団体が主導する行為

### \* 8条

- ▶ 1号 競争の実質的制限（課徴金あり）
- ▶ 2号 （使わない）
- ▶ 3号 数の制限……他者排除
- ▶ 4号 構成事業者の機能制限……競争停止
- ▶ 5号 他者に不公正な取引方法をさせる

### \* 8条の2 排除措置命令

### \* 8条の3 課徴金納付命令

- \* 9条と11条は、関係者以外は見なくてOK
- \* 10条、13条～17条
- \* 各条は、それぞれ、3つに分かれる
  - \* 違反要件 ⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦⑥⑤④③②① 10
  - \* 届出義務の要件 ③②① 15
  - \* 企業結合審査手続
- \* (13条・14条・17条は違反要件だけ)
- \* 排除措置命令は17条の2だが50年間不使用
- \* 18条は使われていない

- \* 国内事件と同じ条文を使う
  - \* 国際事件でも「我が国市場」への影響あれば国内事件と同じ条文が使える
- \* 6条・8条2号は使わない 9k233  
10k242

9k 124  
10k 125

- \* 減免制度：順位減免 7条の4 合意減算 7条の5
- \* 立入検査など47条（犯則調査なら101条以下）
- \* 命令 確約制度 警告・注意 打切り
- \* 確約制度 48条の2～48条の9
- \* 命令
  - \* 意見聴取手続 49条～60条 を経て
  - \* 排除措置命令61条 課徴金納付命令62条
- \* 抗告訴訟
  - \* 東京地裁のみ 85条（民事第8部）

9k 14  
10k 14

- \* 減免制度（前スライド）
- \* 犯則調査 101条以下（検察の捜査と共同）
- \* （告発問題協議会）
- \* 告発
  - \* 告発 74条
  - \* 「専属告発」 96条
- \* 起訴（以下は刑事訴訟法のとおり）
- \* 84条の3 「地方裁判所」

- \* 損害賠償請求 25条 民法709条
- \* 差止請求 24条
- \* その他
  - \* 契約条項などを無効とする主張 民法90条
- \* フォローオン
  - \* 損害賠償（25、709）、他
- \* スタンドアローン
  - \* 損害賠償（709）、差止請求（24）、他